



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 2 6 3 号 令和 2 年 1 1 月 2 0 日 発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
7 0 8	徳島県議会の定例会を定める件の特例を定める件	財政課
7 0 9	令和 2 年 1 1 月徳島県議会定例会を招集する件	同
7 1 0	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	スマート県庁推進課
7 1 1	生活保護法の規定による医療機関を指定した件	国保・自立支援課
7 1 2	生活保護法の規定による指定医療機関から廃止について届出があった件	同
7 1 3	生活保護法の規定による指定医療機関の辞退があった件	同
7 1 4	生活保護法の規定による指定施術機関から施術所の所在地の変更について届出があった件	同
7 1 5	土地改良区の清算人の就任について届出があった件	農林水産基盤整備局 農山漁村振興課
7 1 6	公共測量を実施する旨の通知があった件	用地対策課

【人事委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
	職員の勤務時間，休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	

【人事委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
6	徳島県職員等（大学卒業程度（司書），短期大学卒業程度，高等学校卒業程度）採用候補者名簿の確定	
7	採用候補者名簿の失効	

徳島県告示第七百八号

令和二年に限り、昭和四十年徳島県告示第四百二十五号（徳島県議会の定例会を定める件）本則中「十二月定例会」とあるのは、「十一月定例会」とし、令和二年十一月二十日から施行する。

令和二年十一月二十日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

徳島県告示第七百九号

令和二年十一月徳島県議会定例会を次のとおり招集する。

令和二年十一月二十日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

一 期日 令和二年十一月三十日

二 場所 徳島市 徳島県庁

徳島県告示第七百十号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条の規定により次のとおり公示する。

令和二年十一月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 契約に係る特定役務の名称及び数量
防災拠点情報ネットワーク災害対策強化事業（庁内クラウド運用管理）に係る業務
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
徳島県経営戦略部スマート県庁推進課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日
令和二年九月一日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
テック情報株式会社
板野郡板野町犬伏字東谷六番地三三
- 五 契約金額
一億八千二百六十万九千四百二円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号

徳島県告示第七百一十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和二年十一月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	所在地	開設者	指定年月日
岩佐歯科	鳴門市撫養町小桑島字西浜一九	岩佐 淑江	令和二年五月二十二日
齋藤醫院	徳島市八百屋町二丁目一六	医療法人祥耀会	同 十月一日
たけだ耳鼻咽喉科	同 新蔵町一丁目三二	医療法人直志会	同
ビザン薬品調剤薬局 日赤二号店	同 東吉野町三丁目一〇	株式会社びざん	同

徳島県告示第七百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和二年十一月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	所在地	開設者	廃止年月日
岩佐歯科	鳴門市撫養町小桑島字西浜一 九	岩佐 敏史	令和二年五月 二十一日
齋藤醫院	徳島市八百屋町二丁目一六	齋藤 博彦	同 九月 三十日
たけだ耳鼻咽喉科	同 新蔵町一丁目三一	武田 直也	同
浦上内科・胃腸クリニック	同 北沖洲二丁目一二	医療法人浦上内科 ・胃腸クリニック	同
喜多デンタルクリニック	同 沖浜三丁目六四	喜多 大作	平成二十九年 十一月三十日
多田歯科医院	吉野川市鴨島町上下島一二八 二〇	医療法人多田歯科 医院	平成二十七年 八月十七日
ひかり薬局藍住店	板野郡藍住町東中富字龍池傍 示五五四	有限会社四国メデ イカルサポート	平成二十九年 一月一日

徳島県告示第七百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十一条第一項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつた。

令和二年十一月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	所在地	開設者	辞退年月日
かわの内科アレルギー科	鳴門市撫養町立岩字六枚六七 八	医療法人かわの内 科アレルギー科	令和二年十月 三十一日

徳島県告示第七百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術機関が開設している施術所の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和二年十一月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

青山 平助	施術者の氏名	施術所の名称		あおやま整骨院
七	字中ハリ二一〇	旧	板野郡松茂町広島 字中ハリ一	七
		新		
五日	令和二年十月	変更年月日		

徳島県告示第七百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の清算人の就任について届出があったので、同法第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和二年十一月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 土地改良区の名称
星河内土地改良区

- 二 就任清算人

氏名	住 所
坂本正美	徳島市上八万町星河内七一三
佐々木成治	八五三
北原征一	六三七
坂口義輝	八二六
曾良秀明	八〇三
武市慧治	八四〇
河上勝夫	六三六

徳島県告示第七百十六号

農林水産省中国四国農政局四国東部農地防災事務所長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十一月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（基準点測量）	阿波市吉野町柿原	令和二年十一月九日から 令和三年二月二十六日まで

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十一月二十日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（規則七―一）の一部を次のように改める。

附則に次の一項を加える。

- 3 令和二年度における特別休暇については、別表第二に定めるもののほか、条例第十三条の人事委員会規則で定める場合は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の影響により疲弊した地域経済の活性化及び年末年始における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、職員が勤務しないことが相当であると認められる場合とし、その期間は、令和二年十二月二十六日から令和三年一月十一日までの期間において、その都度必要と認める日とする。ただし、三日を超えることはできない。この場合において、同表の備考の2の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県人事委員会告示第六号

職員の任用に関する規則（人事委員会規則四九）第四十条第一項の規定に基づき、次のとおり採用候補者名簿を確定したので、同条第三項の規定により公示する。

令和二年十一月二十日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

採用候補者名簿の名称	確定年月日	採用試験の名称及び施行年月日	採用候補者名簿に記載されている採用候補者数
徳島県職員（大学卒業程度） 採用候補者名簿	令和二年十一月十二日	徳島県職員採用試験（大学卒業程度（司書）） 第一次試験 令和二年九月二十七日 第二次試験 令和二年十月二十三日及び二十八日	司書 四名
徳島県職員（短期大学卒業程度） 採用候補者名簿	令和二年十一月十二日	徳島県職員採用試験（短期大学卒業程度） 第一次試験 令和二年九月二十七日 第二次試験 令和二年十月二十三日及び三十日	総合土木以下三試験区分 七名
徳島県職員（高等学校卒業程度） 採用候補者名簿	令和二年十一月十二日	徳島県職員採用試験（高等学校卒業程度） 第一次試験 令和二年九月二十七日 第二次試験 令和二年十月二十三日、二十八日 及び三十日	一般事務以下五試験区分 十六名
徳島県市町村立小・中学校職員 （高等学校卒業程度） 採用候補者名簿	令和二年十一月十二日	徳島県市町村立小・中学校職員採用試験 （高等学校卒業程度） 第一次試験 令和二年九月二十七日 第二次試験 令和二年十月二十三日及び二十八日	学校事務 五名

徳島県人事委員会告示第七号

職員の任用に関する規則（人事委員会規則四九）第四十六条第一項第二号及び第三号の規定に基づき、次の採用候補者名簿は、令和二年十一月二十二日をもって失効したので、同条第二項の規定により公示する。

令和二年十一月二十日

徳島県人事委員会委員長 祖川康子

採用候補者名簿の名称	確定年月日
徳島県職員（短期大学卒業程度）採用候補者名簿	令和元年十一月二十二日
徳島県職員（高等学校卒業程度）採用候補者名簿	令和元年十一月二十二日
徳島県市町村立小・中学校職員（高等学校卒業程度）採用候補者名簿	令和元年十一月二十二日